

男女共同参画活動団体の認定に係る提出書類

1 提出書類

- (1) 加古川市民交流ひろばを使用する男女共同参画活動団体認定申込書（様式第1号）
- (2) 令和7年度の活動計画書（様式第2号）
- (3) 会員名簿（様式第3号）
- (4) 男女共同参画活動団体認定申込に係る確認票

2 提出先・提出期限

上記「1 提出書類」を以下の窓口、FAX又はメールでご提出ください。

なお、令和7年度男女共同参画週間における講座の開催をご検討いただける場合、令和7年2月28日（金）までにご提出ください。

※ 令和7年度男女共同参画週間における講座の開催を予定しておられない場合は、随時お申込みいただけます。

＜提出先＞ 加古川市 市民協働部 市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係（男女共同参画センター）

〒675-0065 加古川市加古川町篠原町 21-8 カピル 21 ビル 5 階

電話：079-424-7172、FAX：079-454-4190

Eメール：danjyo@city.kakogawa.lg.jp

3 令和7年度男女共同参画週間における講座の企画について

令和7年6月23日～29日の男女共同参画週間に、加古川市男女共同参画センターと協働で、男女共同参画に関する講座の開催をご検討いただける場合は、次の①～③をご確認のうえ、「活動計画書（様式第2号）」に必要事項をご記入ください。なお、令和7年度男女共同参画週間における講座については、令和7年4月1日より男女共同参画認定団体として認定されること及び令和7年度予算の成立を前提として募集するものであり、当該団体として認定されなかった場合や当該予算が成立しなかった場合など、協働事業を実施しないことがありますので、ご理解のうえご提案くださいますようお願いいたします。

①協働事業について

日時：令和7年6月23日（月）から29日（日）までの期間内

時間：1時間30分程度

内容：男女共同参画について広く市民に啓発することを目的とする

場所：加古川市民交流ひろば

（加古川市加古川町篠原町 21 番地の 8 カピル 21 ビル 5 階）

②センターからの支援について

- ・事業はセンターとの協働とし、会場についてはセンターが確保します。
- ・講座当日に一時保育を希望する場合、一時保育についてはセンターが実施します。（上限あり）
- ・広報かこがわへの掲載依頼、加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」の記事作成はセンターが行います。
- ・参加者の申込みの受付はセンターが行います。

③今後のスケジュール

- ・認定申込書、活動計画書等を提出（提出期限：令和7年2月28日（金））
→企画内容について打合せ
- ・事業を決定（3月下旬）
- ・広報かこがわ掲載依頼原稿、加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」の掲載記事を作成（4月上旬）
- ・広報かこがわ6月号、加古川市男女共同参画センターニュース「講座情報」6月号に講座について掲載